

第8章 建築整備計画の検討

建屋設備は以下のとおりの計画とする。建設候補地は敷根公園に近いことから、施設は周辺の環境と調和した意匠とする等、市民・町民にとって親しみやすい施設とする。

1 焼却施設及び資源化施設の建築構造

建築構造は、必要とされる強度や建築コスト面から次のとおりとする。なお、内・外装は建築基準法を考慮しつつ、木材の使用が可能な部分は、県産材を用いて極力木質化を図る。

(1) 焼却施設

焼却施設の基本的な建築構造は表 8-1 のとおりである。

表 8-1 焼却施設の建築構造

対象	内容
構造	ごみピット部分はクレーンガーダレベルまで、焼却炉等が配置される部分は重量機器が配置される階まで鉄筋コンクリート造とする。それより上層階は鉄骨構造とする。
外壁	鉄筋コンクリート部分はコンクリート打放し、鉄骨造部分は発泡軽量コンクリート板又は押出成形セメント板とし、両者ともアクリル系樹脂塗料で塗装する。
屋根	太陽光発電設備の設置を想定し、形状は陸屋根、アスファルト防水とする。

(2) 資源化施設

資源化施設の基本的な建築構造は表 8-2 のとおりである。

表 8-2 資源化施設の建築構造

対象	内容
構造	破碎機室のみ天井を含めて鉄筋コンクリート造とし、他は鉄骨構造とする。
外壁	鉄筋コンクリート部分はコンクリート打放し、鉄骨造部分は発泡軽量コンクリート板又は押出成形セメント板とし、両者ともアクリル系樹脂塗料で塗装する。
屋根	折板屋根とする。

(3) スtockヤード

Stockヤードの基本的な建築構造は表 8-3 のとおりである。

表 8-3 Stockヤードの建築構造

対象	内容
構造	各積上げ高さ（2 m 程度）まで鉄筋コンクリート造とし、それより上部は鉄骨構造とする。
外壁	鉄筋コンクリート部分はコンクリート打放し、鉄骨造部分は発泡軽量コンクリート板又は押出成形セメント板とし、両者ともアクリル系樹脂塗料で塗装する。
屋根	折板屋根とする。

(4) 計量棟

計量棟の基本的な建築構造は表 8-4 のとおりである。

表 8-4 計量棟の建築構造

対象	内容
構造	鉄骨構造とする。
外壁	発泡軽量コンクリート板又は押出成形セメント板とし、両者ともアクリル系樹脂塗料で塗装する。
屋根	折板屋根とする。

2 管理居室構成

必要諸室は、運営管理の委託を想定して計画する。焼却施設及び資源化施設には、プラント関係諸室のほかに、管理居室としての本組合の事務関係室、見学者用諸室、運営事業者の事務室及び会議室等を設ける。各室の面積は、想定される運転人員に応じたものとする。なお、焼却施設における運営用管理居室は、見学者動線や組合事務室とは別の階で計画する。

見学者設備については、地域の環境教育の拠点となるように、環境学習ができるように計画する。

表 8-5 各棟に設ける管理居室

対象	管理居室の構成
焼却施設（運営用）	事務室、書庫、食堂（兼休憩室・給湯付）、更衣室（男女）、脱衣室・浴室（又はシャワー室）、洗濯・乾燥室、トイレ（男女別、多目的等）
焼却施設（組合用）	事務室（5名）、更衣室（男女）、給湯室、研修室（30名×1室）、倉庫
資源化施設（運営用）	事務室、倉庫、食堂（兼休憩室・給湯付）、更衣室（男女）、トイレ（男女別、多目的等）
計量棟（運営用）	計量室（トイレ付）

※：研修室は環境学習の会場や災害発生時の一時避難所としての利用も想定する。

3 通路幅

通路幅は表 8-6 のとおりである。

表 8-6 通路幅

対象	通路幅
作業用主要通路	1.5 m 以上
その他通路	0.9 m 以上
見学者用通路	2.3 m 以上

4 合併浄化槽工事

建設候補地には、生活排水を処理するための合併浄化槽が既存の焼却施設用と管理棟用に各 1 基設置されているが、本体工事着工前に施設整備及び稼働後の運用に適した位置に移設、更新する。なお、合併浄化槽の容量は、敷地内の施設（焼却施設、資源化施設）全体の生活排水を対象とする。

5 土木工事及び外構工事

(1) 構内道路

構内道路はアスファルト舗装とする。

(2) 駐車場

来客用及び公用車、運転職員用の駐車場の計画は表 8-7 のとおりである。来客用・公用車用として建設候補地内に普通車 5 台分の駐車場を確保する。運営事業者職員用の駐車場は、事業者が必要とする台数を建設候補地内に整備し、不足する場合は事業者が場外に駐車場を確保する。

表 8-7 駐車場計画

用途	必要台数
来客用・公用車用	建設候補地内に 5 台分 うち、身障者対応 1 台分
運営事業者職員用	事業者が必要とする台数を整備 (建設候補地内で不足する場合は、事業者が場外に確保する)

(3) 構内排水設備

雨水以外のプラント排水及び生活排水は、基本的に排水処理の後に工場棟内での再利用とするが、定期整備期間等で再利用できない時期には、生活排水は河川に放流する。

(4) 構内照明設備

構内の道路、駐車場等の必要な箇所に照明を整備する。

(5) 門・囲障

門扉を整備する。なお、囲障については敷地境界の大半が法面や擁壁であるため、必要な箇所に設置する。

(6) 植栽

植栽が可能なところには植栽を行い、周辺環境との調和を図る。